

恵庭市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月11日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第26号

恵庭市駐車場条例の一部を改正する条例

恵庭市駐車場条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																		
第1条・第2条（略） （名称及び位置） 第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条・第2条（略） （名称及び位置） 第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>恵庭駅西口駐車場</td><td>恵庭市相生町1丁目602番</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	名称	位置	（略）		恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町1丁目602番	（略）		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>恵庭駅西口駐車場</td><td>恵庭市相生町1丁目602番</td></tr><tr><td>黄金相生跨線橋高架下東駐車場</td><td>恵庭市黄金中央2丁目1002番</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	名称	位置	（略）		恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町1丁目602番	黄金相生跨線橋高架下東駐車場	恵庭市黄金中央2丁目1002番	（略）	
名称	位置																		
（略）																			
恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町1丁目602番																		
（略）																			
名称	位置																		
（略）																			
恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町1丁目602番																		
黄金相生跨線橋高架下東駐車場	恵庭市黄金中央2丁目1002番																		
（略）																			
第4条～第19条（略）	第4条～第19条（略）																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

